

農水第1245号  
令和6年3月30日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

金沢市長 村山 卓

市町村名 (市町村コード)	金沢市 ( 201 )
地域名 (地域内農業集落名)	才田 (才田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月10日

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

- ・農業従事者の減少、高齢化のため、受け手の確保が必要
- ・後継者不足のため、新たな担い手の育成が必要

### (2) 地域における農業の将来の在り方

- ・担い手への分散錯闇を解消し、農地の集約化を進める
- ・米の高付加価値化や、女性参画による6次産業化の取組を進める
- ・農家の高齢化等により耕作できなくなった農地については、地域の中心となる経営体に集積し、水路・農道等は、農地所有者や耕作者が共同作業により維持管理する
- ・現在、担い手は十分にいるが、やる気のある農業者を中心経営体として地域で育成し、地域農業の維持を図る

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	188.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	188.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	0.0 ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

対象地域内の農振農用地区域及びその周辺の農地を、農業上の利用が行われる農用地等の区域とする

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針									
・農地中間管理機構の活用									
・水路・農道等は、農地所有者や耕作者が共同作業により維持管理する									
・園芸作物を中心に、高品質化、高付加価値化を図り、より安定した農業の経営									
・現在、担い手は十分にいるが、新規の就農者も受け入れ、地域で育成し、地域農業の維持を図る									
・米の高付加価値化や、女性参画による6次産業化の取組を進める									
(2) 農地中間管理機構の活用方針									
・担い手への集積・集約化にあたっては、農地中間管理機構を活用して貸付									
(3) 基盤整備事業への取組方針									
・今のところ、取組予定はない									
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針									
・関係機関と連携して、後継者や新たな担い手の確保、育成に努める									
・集落営農におけるオペレーターの確保、育成に努める									
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針									

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑦日本型直接支払い制度を活用し、農地及び地域を維持・保全